

平成 29 年度公共工事等入札契約制度の改善（概要）

平成 29 年 3 月 24 日

契約検査課

入札及び契約制度とそれを取り巻く環境の改善を図る為、次の 6 項目にわたり 7 の具体的な取組みを定め、平成 29 年度から入札契約制度の改善を実施します。

1 施工体制の適正化

○ 一次下請に係る社会保険等未加入者の排除

（資料 1） 藤枝市発注建設工事における社会保険等未加入者との一次下請の取扱いについて

2 適正な競争性の確保

○ 調査基準価格（低入札価格調査）及び最低制限価格の引上げ

（資料 2） 調査基準価格及び最低制限価格の算定方法について

3 公正入札の向上

○ 工事成績点を入札参加条件とする等級指定型一般競争入札の試行（継続）

[工事成績点の条件]

- (1) 全工種平均工事成績点以上の実績を有すること。
- (2) 全工種で工事成績点 70 点未満（D・E ランク）の工事をしていないこと。

[平成 29 年度予定]

・ 設計金額 1,200 万円未満 B+C 等級対象（継続）

5 件目安

＜検討事項＞

A+B 等級対象へ拡大実施

設計金額 1,200 万円以上 3,000 万円未満（総合評価落札案件は除く）

4 適正な品質の確保

○ 適正な工期設定の徹底（継続）

工事は、繰越工事及び債務負担工事を除き、3 月 15 日までに完成する。

○ 総合評価落札方式（特別簡易型）の活用（継続拡大）

[対象工事]

当初予算における設計予定金額 2,000 万円以上の案件から抽出

[実施予定期数]

23件（道路課5件、河川課1件、花と緑の課4件、建築住宅課5件、下水道課8件）※下水道課は新規

5 透 明 性 の 確 保

○ 不落随意契約への移行基準の公表

（資料3） 不落随意契約への移行基準について

6 地 元 業 者 の 健 全 な 発 展

○ 次年度の引継事項

＜ゼロ市債工事の受注制限＞

同一業者が受注できるゼロ市債工事の件数を制限する。

- ・B等級 3件まで
- ・C等級 2件まで